

## 福井市使用済自動車の再資源化等に係る行政処分基準

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この基準は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)に基づく行政処分に関し必要な事項を定め、行政処分の公正な実施を図るとともに、使用済自動車の適正な再資源化等を確保することを通じて、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 使用済自動車、解体自動車、特定再資源化物品及びそれらを処理する過程で発生した廃棄物の処理に関し、法第121条から第124条までの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)が適用されることにより行政処分を行う際の基準と事務手続は、福井市産業廃棄物処理に係る行政処分基準による。

#### (用語の定義)

第2条 この基準における用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 事業 法第42条第1項の登録を受けた引取業、法第53条第1項の登録を受けたフロン類回収業、法第60条第1項の許可を受けた解体業及び法第67条第1項の許可を受けた破砕業をいう
- (2) 関連事業者 法第2条第17項に規定する関連事業者をいう
- (3) 当事者 行政処分の対象となるべき者
- (4) 行政処分 法第20条第3項及び第90条第3項の規定による命令、法第51条第1項及び法第58条第1項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部停止命令並びに法第66条及び法第72条の規定による許可の取消し又は事業の全部若しくは一部停止命令をいう。
- (5) 行政指導 文書又は口頭による指導および改善勧告
- (6) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為
- (7) 欠格要件 引取業者に関し法第45条第1項第1号から第7号まで、フロン類回収業者に関し法第56条第1項第1号から第7号まで、解体業者及び破砕業者に関し法第62条第1項第2号に規定される要件をいう

### 第2章 事業に関する行政処分

#### (再資源化の実施等に係る命令)

第3条 次の各号に掲げる勧告に係る措置をとらない関連事業者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる(法第20条第3項、法第90条第3項)。

- (1) 関連事業者が、正当な理由がなく法第19条の規定に基づく引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為を実施しないとき、当該関連事業者に対してなされる当該必要な行為をすべき旨の勧告(法第20条第1項)
- (2) フロン類回収業者が、法第12条の主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認められるとき、又はフロン類回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この号において同じ。)が法第13条第2項の主務省令で定める

フロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認められるとき、当該フロン類回収業者に対してなされるその基準を遵守すべき旨の勧告（法第20条第2項）

(3) 関連事業者が、法第80条第1項、法第81条第1項から第12項まで又は第87条の規定を遵守していないと認められるとき、当該関連事業者に対してなされる必要な措置を講ずべき旨の勧告（法第90条第1項）

（事業の停止命令・登録又は許可の取消し）

第4条 引取業者及びフロン類回収業者に対する事業の停止命令及び登録の取消しについての処分要件及び処分内容は、別表1のとおりとする。

2 解体業者及び破碎業者に対する事業の停止命令及び許可の取消しについての処分要件及び処分内容は、別表2のとおりとする。

（瑕疵による登録及び許可の取消し）

第5条 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による登録又は許可が行われたことが、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該登録又は許可を取り消すものとする。

（処分内容の加重軽減）

第6条 2以上の違反行為を行った場合の業の停止命令の期間は、違反行為のうち最も重い違反行為について別表で定める期間に1.5を乗じて得られる期間とする。ただし、当該得られる期間が、2以上の違反行為の期間を合算した期間を超える場合は、当該合算した期間とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行政処分の内容を加重することができる。

(1) 違反行為の結果、生活環境保全上の支障が発生した場合

(2) 違反行為が長期にわたり継続した場合又は違反行為に関係して不適正な処理をされた使用済自動車は極めて大量であったとき。

(3) 違反行為が繰り返し行われている場合

(4) その他加重するに足る相当の理由があると認められる場合

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行政処分の内容を軽減することができる。

(1) 生活環境保全上の支障が発生しなかった場合

(2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じたと認められる場合

(3) その他軽減するに足る相当の理由があると認められる場合

### 第3章 雑則

（処分等の求めに係る手続き）

第7条 市長は、処分等を求める申出書の提出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分を行わなければならない。

（行政処分の手続き）

第8条 行政処分の手続きは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び福井市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年規則第28号）に定める手順により行うものとする。

（公表）

第9条 市長は、行政処分を行った場合は、その旨を公表する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは公表しない。

(1) 公表することにより捜査機関の捜査上の支障を来すおそれがあるとき。

(2) その他公表しない合理的な理由があるとき。

(関係機関への通知)

第10条 市長は、関連事業者について、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を都道府県及び保健所設置市並びに情報管理センターへ通知する。また、第4号及び第5号の場合は、環境省へ報告する。

(1) 事業の停止命令

(2) 登録の取消し

(3) 瑕疵による登録の取消し

(4) 許可の取消し

(5) 瑕疵による許可の取消し

附 則

1 この基準は、令和3年7月9日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和6年3月18日から施行する。

別表1 引取業者及びフロン類回収業者に対する行政処分基準（第4条及び第6条関係）

処分要件	処分内容	(参考)罰則
1 (不正手段による登録) 引取業者に対しては法第51条第1項第一号、フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第一号に該当するとき	当該登録の取消し	1年以下、 50万円以下
2 (登録基準不適合) 引取業者に対しては法第51条第1項第二号、フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第二号に該当するとき	(登録基準に適合するまでの間) 事業の停止 (改善不可能の場合) 当該登録の取消し	
3 (欠格要件) 引取業者に対しては法第51条第1項第三号、フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第三号に該当するとき	当該登録の取消し	
4 (違反行為) 法第51条第1項第四号、法第58条第1項第四号に該当するとき		
・使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反 (法第137条に規定する違反行為) = (法第122条第1項の規定に違反したとき)	登録の取消し	3年以下、 300万円以下
・事業停止命令違反 (法第138条第三号に規定する違反行為) = (法第51条第1項、第58条第1項、第66条(第72条での準用を含む)に基づく命令に従わないとき)	登録の取消し	
・無登録営業・無許可営業・無許可変更 (法第138条第一号、同条第四号、同条第六号に規定する違反行為) = (法第42条第1項、第53条第1項、第60条第1項、第67条第1項、第70条第1項の規定に違反したとき)	登録の取消し (例) 引取業者が無許可で解体業を行ったとき、 引取業者としての登録を取消す	1年以下、 50万円以下
・引取、引渡、再資源化に関する命令違反 (法第139条第二号に規定する違反行為) = (法第20条第3項に基づく命令に従わないとき)	登録の取消し	
・移動報告に関する命令違反 (法第139条第二号に規定する違反行為) = (法第90条第3項に基づく命令に従わないとき)	登録の取消し	
・関連事業者の業廃止・変更届出義務違反 (法第140条第二号に規定する違反行為) = (法第46条第1項、第48条第1項(第59条での準用を含む)、第57条第1項、第63条第1項、第64条(第72条での準用を含む)、第71条に規定する届出義務を履行しないとき)	事業の停止30日	30万円以下
・報告の徴収における報告拒否、虚偽報告 (法第140条第三号に規定する違反行為)	事業の停止30日	
・立入検査拒否、妨害、忌避 (法第140条第四号に規定する違反行為)	事業の停止30日	
・標識掲示違反 (法第143条第一号、同条第二号に規定する違反行為) = (法第50条(第59条での準用を含む)、第65条(第72条での準用を含む)の規定に違反したとき) ・その他の違反行為	事業の停止10日	10万円以下

※ 上表において、罰条をもって記載したものもあるが、行政処分は罰則適用とは別個に実施する。

別表2 解体業者及び破砕業者に対する行政処分基準（第4条及び第6条関係）

処分要件	処分内容	(参考)罰則
1 (違反行為) 法第66条第一号(法第72条での準用を含む。)に該当するとき		
・使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反 (法第137条に規定する違反行為) = (法第122条第11項の規定に違反したとき)	許可の取消し	3年以下、 300万円以下
・無登録営業・無許可営業・無許可変更 (法第138条第一号、同条第四号、同条第六号に規定する違反行為) = (法第42条第1項、第53条第1項、第60条第1項、第67条第1項、第70条第1項の規定に違反したとき)	許可の取消し	1年以下、 50万円以下
・事業停止命令違反 (法第138条第三号に規定する違反行為) = (法第51条第1項、第58条第1項、第66条(第72条での準用を含む)に基づく命令に従わないとき)	許可の取消し	1年以下、 50万円以下
・引取、引渡、再資源化に関する命令違反 (法第139条第二号に規定する違反行為) = (法第20条第3項に基づく命令に従わないとき)	許可の取消し	1年以下、 50万円以下
・移動報告に関する命令違反 (法第139条第二号に規定する違反行為) = (法第90条第3項に基づく命令に従わないとき)	許可の取消し	1年以下、 50万円以下
・全部利用者への引渡し書面の保存義務違反 (法第139条第一号に規定する違反行為)	事業の停止30日	1年以下、 50万円以下
・関連事業者の業廃止・変更届出義務違反 (法第140条第二号に規定する違反行為) = (法第46条第1項、第48条第1項(第59条での準用を含む)、第57条第1項、第63条第1項、第64条(第72条での準用を含む)、第71条に規定する届出義務を履行しないとき)	事業の停止30日	30万円以下
・報告の徴収における報告拒否、虚偽報告 (法第140条第三号に規定する違反行為)	事業の停止30日	30万円以下
・立入検査拒否、妨害、忌避 (法第140条第四号に規定する違反行為)	事業の停止30日	30万円以下
・標識掲示違反 (法第143条第一号、同第二号に規定する違反行為) = (法第50条(第59条での準用を含む)、第65条(第72条での準用を含む)の規定に違反したとき) ・その他の違反行為	事業の停止10日	10万円以下
2 (不正手段による許可) 法第66条第二号(第72条での準用を含む)に該当するとき	許可の取消し	1年以下、 50万円以下
3 (許可基準不適合) 法第66条第三号(第72条での準用を含む)に該当するとき	(許可基準に適合するまでの間) 事業の停止 (改善不可能の場合) 当該許可の取消し	
4 (欠格要件) 法第66条第四号(第72条での準用を含む)に該当するとき	許可の取消し	

※ 上表において、罰条をもって記載したのものもあるが、行政処分は罰則適用とは別個に実施する。